

第3回軽米町議会定例会

令和元年 9月 6日(金)

午前10時00分 開議

議事日程

日程第1 一般質問

10番 山本 幸男 君

7番 大村 税 君

11番 茶屋 隆 君

9番 細谷地 多門 君

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村		税	君	8番	本田	秀	一	君
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋		隆	君	12番	松浦	満	雄	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君	
総務課	総括課長	吉岡		靖	君
会計管理者兼税務会計課	総括課長	小笠原		亨	君
町民生活課	総括課長	川島	康夫	君	
健康福祉課	総括課長	坂下	浩志	君	
産業振興課	総括課長	小林		浩	君
地域整備課	総括課長	戸田沢	光彦	君	
再生可能エネルギー推進室	長	福田	浩司	君	
水道事業所	長	戸田沢	光彦	君	
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君	
教育委員会事務局	総括次長	堀米	豊樹	君	
選挙管理委員会	事務局長	吉岡		靖	君
農業委員会	会長	山田	一夫	君	
農業委員会事務局	長	小林		浩	君
監査委員	員	竹下	光雄	君	
監査委員会事務局	長	小林	千鶴子	君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任	川島	幸徳	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

---

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

（午前10時00分）

---

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって10番、山本幸男君、7番、大村税君、11番、茶屋隆君、9番、細谷地多門君の4人とします。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

---

◇10番 山本幸男 議員

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） おはようございます。山本幸男です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。通告しておりました1点につきまして町長より答弁をお願いしたいと、そう思います。

山本町長が書類送検をされた件についての、その後どうなっているのかという質問でございます。この件につきましては、昨年9月の定例議会、12月の定例議会、私、それから同僚の議員も質問いたしました。この案件につきましては、大分時間がたちましたので、私なりに問題を最初整理して、それから質問に入りたいと、そう考えております。事件のあったのは、昨年2月でございます。女性が6月に二戸警察署に告訴状を提出、7月中旬ごろ新聞報道等がなされ、8月3日の臨時会で町長が議員の我々に経過について説明をするということで対応が遅いのではないかとというように私発言したと記憶しております。その後9月の定例議会ありまして、11月には二戸警察署から盛岡の検察庁に書類送検という新聞報道がありました。それを含めて12月の定例議会でも一般質問しております。

以上のような経過を踏まえまして事件が起きてから1年半、それから書類送検されてから約10カ月、その後何ら私自身には情報も入ってきませんし、またどんな対応、どんな動きがあるのかなというのは、これは町民の関心事でもあると私は思っております。したがって、町長が書類送検された件について、4点質問したいと思いますので、よろしく答弁のほどお願い申し上げます。

質問の第1は、書類送検されたことから、多分その事情聴取、聞き取り、あるいは任意かどうかわかりませんが、取り調べ等が行われたのではないかなと憶測します。それらの回数はたくさんなのかどうか。それから、その対応は町長自身が出向いて対応しているのか。それとも、弁護士を通じて対応しているのか。以上、1点目、答弁願いたいと。

それから、2点目は、町長は起訴か不起訴か。起訴はない、絶対ないと、潔白でありますというようなことを絶えずお話ししておるわけですが、起訴するか、しないかというのは、町長でもなければ、告訴した女性でもなく、検察庁の決める事項であると私は考えます。したがって、書類送検されてから10カ月、そろそろ結論が出るころではないのかなと。また、かかるものだなというのが私の実感でございますが、その見通しはいかがかというのが第2点目の質問であります。

第3点は、起訴か不起訴か。起訴であれば、大方有罪、不起訴であれば、そこで終わりということになるのかなと私は理解しておりますが、不起訴の要件は何かと申しますと、私なりのこれは考えであります。被疑者、訴えた側に善意ある、誠意ある対応をしているか否か。あるいは、示談が成立する、示談の交渉中とか、そういう善意と申しますか、そういう対応等がなされているか否かというのが起訴、不起訴の分かれ目だというふうな感じを私は思っておりますが、そういう考え方は間違っているのか。また、示談の交渉があっているのかどうか、そういう動きはどうかというのが第3点目であります。

それから、第4点目は、町長は岩手県の町村会、町長とか村長が集まる会議のトップ、会長と聞いております。今度再選されたというふうな話も聞きます。いずれ会長に就任したことも公式には僕らは聞いておりません。またそのために祝意を述べたこともなければ、お祝いもしたこともありません。また、再選に当たっても、その報告も受けたことが正直ないと私は思っております。町長自身は、書類送検されておりますので、町長、山本賢一が書類送検されておりますので、被疑者という立場から見れば、岩手県のトップというのはいいのかな、どうなのだろうかなと、そう私自身は思っております。それで、選考とか、それから会合等の中でいかがなものだろうかなと。役を引き受けても大丈夫ですかというふうな心配する町村長というのはいいのかなと。そういう本当はおおらかな人たちの

集まりなのかなというふうな感じもしますが、そういう話題というのはあるのか、ないのか。

以上、4点について質問をいたしますので、可能な範囲でどうぞ答弁をお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 山本議員の書類送検のその後の動きについてのご質問にお答えをいたします。

事実無根の告訴の件につきましては、これまでも議会において、そもそも公務とは全く無関係の行為を対象とするものであって、本議会で議論することは町政の停滞を招くものと懸念していることを申し上げてまいりました。もっともこれまで山本議員からは再三ご質問いただいておりますので、最大限の説明はしてまいりました。今回さらにご質問をいただきましたので、必要な範囲で説明申し上げますが、ご質問内容について議論することが真に町政に資するものであるかどうかは十分にご検討の上で、質問をいただきたいと思いますところであります。

ご質問の第1点目の事情聴取の状況につきましては、これまで申し上げましておりますとおり、本件は完全に事実無根の言いがかりの告訴でありますので、私としては隠し立てするようなことはなく、司法の調査に全面的に協力してまいっております。このようなことは、これからも今後も変わることはありません。ご質問いただきました協力の対応や事情聴取の回数などの情報については、私としてはこれを説明することが町政に資するとは到底考えられず、純然たる私的な事項についての興味本位でのご質問と判断しましたので、これ以上の回答は差し控させていただきます。

次に、2点目の起訴の決定は検察と考えるが結論はいつかのご質問であります。そもそも事実無根の告訴であり、起訴されることはないと確信しているところあります。また、結論はいつごろかということですが、ご指摘のとおり起訴、不起訴の判断は、検察官がその権限に基づいて独立して行うものと理解しており、その時期については、私の知る限りではありません。

次に、3点目の示談の交渉があるのかのご質問であります。山本議員の不起訴についての個人的なご見識は理解できない部分もありますが、少なくとも犯罪の嫌疑がなければ起訴はなされず、不起訴となることは間違いありません。本件は、事実無根の告訴でありますので、当然不起訴となるのであって、虚偽の告訴をした者との間での示談交渉をする理由など全くないわけであります。

次に、4点目の岩手県町村会長に再選されたと聞くが、町村会の中で疑問を唱える首長はいなかったかのご質問であります。私は本年の町村会総会において県

内各町村長の皆様から広くご支持をいただき、町村会長に再選されたところであり、ご質問の趣旨を理解できかねておりますが、仮に被疑者の身にあるという理由で政治活動を自粛するべきとお考えであるとしますと、政治活動の自由に対するご見識を欠いているのではないかと思慮しております。事実無根の人間をおとしめる虚偽の告訴によって政治家の政治活動が制限されるようなことは決してあってはならないものであると思っております。本件は、完全に事実無根の告訴であり、私は逮捕された事実もなく、告訴から相当長時間が経過しているにもかかわらず、起訴された事実もありません。昨年の議会でもご説明申し上げたとおり、告訴がなれざると、それが虚偽の告訴であっても、必ず捜査機関において捜査を行い、事件を検察官送致することになっております。また、山本議員は、私に対して軽々しく被疑者と話されましたが、現在の状態は、私は何らかの犯罪行為を行ったことを推認させる要素は何らないわけであり、言葉としてはいかなものかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 質問いたします。町長のただいまの答弁の中で書類送検に対する認識が私とは大分離れていると、そう感じました。私は、書類送検というのは重く受けとめるべき事柄だと、そう考えておまして、その対応は真摯に、善意に、速やかに対応したほうが良いという私は考え方でございますので、そんな面では多少町長とは違っている。ただ、町長は、事実無根、一切それらはないというようなことからスタートしておりますので、私から見れば告発された、書類送検されたというのは、やはり町長として公人でありますので、重く受けとめて対応したほうが良いのではないのかなと、そう思って、その後の動きについて質問したわけでございます。あわせてそういう認識が間違っているのであれば、私の部分については訂正しても結構でございます。

また、被疑者という言葉は、一般的に書類送検された中のさまざま書類を見ましても、そういう不起訴になる前の段階は、そういう言葉で使われていると私は理解しておりますので、それらについては、町長が法的に間違っているからというようなことでもあればなのですが、私は間違っていない、そう確信しておりますので、使わせてもらいました。そういう観点から私は、告訴、書類送検というのを、やはり町長自身が重く、私は重く受けとめておりますので、そういう見方を町長もしたほうが良いのではないのかなと、そう考えております。

重ねて質問しますが、昨年の2月の事件の発生したとき、囲む会があって、それから2次会、3次会、4次会と、9月の定例会の一般質問でも前にもしゃべりま

したが、4次会の中で起きた事件であります。だから、かなり町長自身も酒が入っていた時間帯だったと思います。その飲食店には、町長、それから被害があったと告発した女性、そのほかに2名の4名がおられたと聞いております。4名の中で、自分を除いて町長、誰かおたくの潔白を証明できる人はありますか。その点について質問したいと思います。

以上。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） そこら辺は、捜査当局も十分捜査して結論を出していただけておるので、私がここでどうのこうのということは差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 最後の質問になります。またこれからもこのことについては、しゃべる機会がないかもしれませんので、まず疑問に思う点について質問したいと思います。

セクハラとかパワハラとか、それからわいせつ云々というような言葉、それから解釈は、これは人によって、受ける側によって大変と意味が変わってくる言葉ではないかなと思います。だから、私自身がそういう行為をしたと思わなくても、冗談であったり、また弾みであったり、それから優しさでもしかしたらあったり、それらは受ける側と行為をする側の感じ方でその行為が事件になったり、犯罪になったりという事柄ではないかなと思います。そんな面では、町長の行動も私は、その日は夕方からもう4次会までの間の最後のステージで行われた行為でございますので、そんな面ではどこか事実無根と胸を張って言える事柄でもないのではないかなというような感じを私は持っております。いかがですか。答弁があれば。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 私は、再三再四事実無根というふうなことでご説明申し上げておりますので、そこは当局の方が十分捜査されて判断をしていただけるのかなと思っております。

以上でございます。

---

◇7番 大村 税 議員

○議長（松浦満雄君） 大村税君。

〔7番 大村 税君登壇〕

○7番（大村 税君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づき、歴史、文化のある郷土芸能の維持、伝承等について質問させていただきます。

連綿と地域に伝承されてきた郷土芸能などの無形の文化財は、全国各地にありますが、急速に進む少子高齢化社会など社会機構の変化などにより、その維持、伝承が危ぶまれていると言われております。我が軽米町においても、これまで秋まつりには町内各地域の郷土芸能が参加し、観光客を魅了してきたところではありますが、近年虎舞ほか4団体が参加できない状況となっております。また、お盆期間中などに町内の各地において開催されてきたナニャドヤラなどの郷土芸能イベントが少なくなってきたようで寂しさを感じているところでもございます。

その原因は、地域の人口減少や高齢化などによる後継者不足などによるものと考えておりますが、ナニャドヤラは、ご案内のとおり、青森県南部から岩手県北部の地域にかけて伝わる盆踊りであります。本町においても夏祭り等において大会を開催されているところではありますが、現状を踏まえると、今後の維持、伝承の危機感を感じているところでもございます。歴史と文化に裏打ちされた郷土芸能は、軽米の貴重な文化財でもあるが、近年の少子高齢化、人口減少社会の中で各団体等の活動状況や後継者対策など、維持、伝承は円滑に行われているのか、現状認識を1点お尋ねします。また、今後において町内の郷土芸能の維持、伝承を推進する方策について町はどのような認識を持っておられるのか2点お伺いします。よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、菅波俊美君。

〔教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育長（菅波俊美君） 大村議員の歴史、文化のある郷土芸能の維持、伝承等についてのご質問にお答えいたします。

住民の皆様が長い歴史の中で育んできた古くから伝わる個性豊かな地域の文化としての郷土芸能を守り、伝えていくことは重要な文化財を次代に残すという面において重要なことであると認識しております。あわせて自分たちの住む地域に一層の親しみを感じることにもつながり、地域に誇りと愛着をもたらし、地域づくりに果たす役割も大きいものがあると考えております。

このような貴重な郷土芸能の保存、普及のため、軽米町郷土芸能保存会が組織され、町内における郷土芸能団体の連絡調整を図り、教育や芸術文化の振興に寄与してきたところであります。郷土芸能保存会の活動としましては、軽米町郷土芸能まつりの開催のほか、森と水とチューリップフェスティバル、軽米秋まつり、二戸地区郷土芸能発表会、生涯学習フェスティバル、軽米町物産キャンペーン等



に参加しており、9団体が加盟しております。

各団体の状況としましては、現在活動を休止している団体が4団体、活動中の団体が5団体であります。活動休止中の団体は、会員の高齢化により、活動ができなくなったことや次を担う指導者が少なく、次世代への継承が難しいこと。また、地域に子供が少ないこと等により、休止せざるを得ない状況と伺っております。各団体では、秋まつりへの参加を初め熱心に取り組んでいただいております。また、活動継続に向けても精一杯のご努力をいただいておりますが、団体を取り巻く種々の環境の変化等により、現在に至ったものと受けとめております。

また、活動中の5団体について、昨年度の活動の状況を見ますと、在京軽米会30周年記念総会出演のほか、8つの行事に出演しております沢田神楽、軽米町秋まつりと八幡宮例大祭奉納で演じております駒踊りと太神楽、軽米町敬老会アトラクションのほか、4つの大会や祭典に参加しております軽米民謡、ヒメボタルフェスティバル郷土芸能発表会のほか13の行事などに出演等の活動をしております山内神楽があり、町内外で活躍していただいております。

維持、伝承の活動は、各団体独自の取り組みとともに、学校と連携した取り組みも行われております。現在沢田神楽は、小軽米小学校におきまして学習発表会に合わせて6年生の指導に当たっていただいております、また山内神楽は、晴山小学校において、総合的な学習の時間に4年生に発表まで指導に当たっていただいております、地域での伝承活動に努めていただいております。また、軽米中学校では、平成27年度より文化祭でオープニングの伝統芸能披露におきまして、関係する団体の皆様のご指導をいただきながら軽米、小軽米、晴山地区の郷土芸能を輪番で発表しております。また、町民体育祭では、町内の保育園、幼稚園の年長の子供たちが駒踊りで先生方とともに保存会の皆様のご指導をいただきながら参加してくれております。

地域に伝わる郷土芸能を維持、伝承していくためには、各団体のご努力とともに行政の支援が必要であると認識しております。現在の支援の概要を申し上げますと、町郷土芸能保存会に町補助金30万円、二戸地区郷土芸能発表会に4万円、このほか県文化振興事業団や自治宝くじコミュニティー助成などを活用した助成があり、平成8年から平成30年まで25件、総額約2,400万円の助成を受けております。直近では、平成30年度に山内神楽衣装整備等助成事業として、衣装、幕、音響機器等240万円の助成を行っております。このような補助事業の導入を行うことも団体の活動の活性化に寄与するものと考えております。

今後におきましても、現在の支援を継続するとともに、発表、鑑賞の機会を継続して確保することや関心を持っていただくための各団体の活動の公報、参加者募集への協力、映像等の記録保存など検討してまいりたいと考えております。

郷土芸能の維持、伝承に関しましては、課題も少なくない現状ではありますが、各団体や学校、関係の皆様との連携を大切に、地域の皆様のご協力をいただきながら必要な支援等がとれるよう努め、郷土芸能の維持、伝承に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 大村税君。

〔7番 大村 税君登壇〕

○7番（大村 税君） ご答弁ありがとうございます。私が思っている認識と町の認識はほぼ同じであるということを確認いたしました。もう少し推進を加速させていただきたいという思いで再質問させていただきます。

ナニャドヤラなどの無形文化財は、地域のコミュニティーに支えられ維持、伝承されてきたものと認識しております。地域の貴重な資源でもあり、観光や地域活性化に大きな役割を果たしていると考えております。本町の状況には、過疎化、核家族化、少子高齢化、人口減少などを背景として、地域コミュニティーの崩壊等も懸念されているところでございます。今後町民の財産として身近に感じられ、維持、伝承されるためには、幅広い年代が地域の文化に親しみ、学習し、体験できる活動が重要であり、地域の無形文化財の状況等を勘案したきめ細かな対策が必要と考えております。

隣の九戸村においては、伊保内高校において郷土芸能の維持、伝承活動が展開され、全国大会などにも出場するなど、大きな牽引者の役割を果たしております。本町においても先ほど申し上げたとおり、幅広い年代で郷土芸能に親しむことのできる施策を積極的に進めるとともに、小中学校の活動の中で行っているようではありますが、もう少し行政としても力を入れてほしいなど、このように思っているところでございます。また、さらに軽米高校においても、現在生徒数の減少などで存続の危機感がある中で、こうした地域に根ざした貴重な郷土芸能の維持、伝承活動を展開していく活動は、高等学校存続への大きなアピールになるとも考えておりますが、いかがですか。再度ご答弁お願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、菅波俊美君。

〔教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育長（菅波俊美君） お答えをいたします。

何点かございますが、1つは、盆踊り、ナニャドヤラでございます。これは、町の指定という形ではないのですが、町内各地でお盆になると踊るといふ、本当に町が誇る伝統文化の一つという捉え方をしております。でありますので、郷土芸能と同じようにいろんな形で地域の皆様とともに、その盛り上げに町としても関わっていききたいというふうに思っております。先ほど山内神楽の助成の内容につ

いて申し上げたのですが、例えばその助成等についても各種のものがございます。ただ、ナニヤドヤラで使う、そういったものに対して助成の対象になるかというのは、また個別のご相談になりますので、そういったことがあれば、ご相談いただければというふうに思っているところであります。

2つ目が学校での取り組みということでお話をいただきました。先ほど答弁の中で小、中学校における取り組みを申し上げました。小、中学校ともに、本当に協力的に意欲的に取り組んでもらっているというふうに思っております。さらに付け加えますと、今年度になってからも郷土芸能に関わる取り組みを小、中学校でやっていただいております。例えば晴山小学校で今年度初めて運動会で観音林力太鼓と山内神楽を取り上げて発表していただいております。大変短時間での準備、練習だったと伺っておりますが、大変好評だったと。そしてまた、私大変うれしかったのは、その終わった後の子供たちの感想も読ませていただきました。その中で代表という形でしょうが、町の広報にも載っております。その子供さんが、これからも地域の伝統を引き継いで神楽の魅力を伝えていきたいという、本当に心強い感想も書いていただいているという、とてもいい取り組みをしていただいたというふうに思っております。また、軽米中学校では、今年度3年生が軽米学習としまして郷土芸能を取り上げて、これも過日かるまいテレビで紹介があったところなのですが、4つの団体の指導者の方々をお招きをしてお話を伺っております。この後体験学習も予定をしているということなのです。さらには、11月に軽米中学校が二戸地区の中学校を代表しまして、盛岡の県民会館で発表する機会がございます。そのときに合唱とともに、この郷土芸能も発表したいというふうな予定で今進めているというふうなお話も伺っていました。

ということで小、中学校が本当に熱心に取り組んでおりますので、今後もうこういう形で進んでいけばいいなというふうに思っております。当然子供たちの伝承活動ですので、維持、伝承ということについての意味は当然ありますが、子供たちにとりましてもふるさと理解とか、ふるさと学習につながる本当に大切な活動であるという認識を持っております。

軽米高校についてのお話をいただきました。大変貴重なご提案だなというふうに伺っております。隣の伊保内高校、私も校長として勤めておりましたので、その経過等については十分存じておりますが、今は高校生がもう全て全部やるという、もう見事な形で今つくり上げております。ただ、これには小学校、中学校、そして高等学校と、本当にその連携を密にした中で何十年もかけてつくり上げた結果が今の姿でございます。ですので、相当の準備とか、ご協力の中での形ということで、私は素晴らしいモデルになる形だなというふうに思っております。

軽米高校についてというお話もいただきました。これは、活動する生徒とか、あ

るいは指導体制とか、あるいは活動時間とか活動の場等々検討するところが多いかと思えます。今お話あったとおり、生徒数非常に厳しい状況にごさいます。現在行っている活動についても部活動も含めて見直しをしているという状況でもございますので、そういったことも勘案をしながら関係する皆さんの席におきましてこのことは話題にさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。もし何か足りないところがあれば、お願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 大村税君。

〔7番 大村 税君登壇〕

○7番（大村 税君） 大変知り得ていないところをきめ細やかに、そしてまた丁寧にご答弁いただきありがとうございました。伝承活動についての取り組み等を再認識することができました。ただ、町長さんの考えもひとつ最後の質問とさせていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

まず無形文化財の維持、伝承を図っていく一つの視点として、私は町の歴史、文化が示す無形文化資源等を再三申し上げておりますけれども、小、中学校等で体験の機会を設けて、郷土のよさを知ることにより、人材育成面にも寄与するものと考えております。また、全国的に伝統、文化を活用した地域おこしとして、地域振興のため活用推進される傾向があると言われておりますことから、ソフト面にも、今までもいろんな伝承活動等には予算化されているようでございますが、もう一步進んだ支援策をと思ひまして、ソフト面にも目を向けた取り組み、支援等を考えてみてはと思ひますが、いかがですか。期待の持てる答弁をお願いして質問を終わります。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） おっしゃるとおり郷土芸能というのは、大変子供たちに郷土愛の形成に寄与いたします。そしてやはり子供たちのそういったことに親しむことによつて町の歴史、いろんなことを知っていただく機会にもなります。そういった面では、おっしゃられたことを十分に検討しながら今後いろんな施策に検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

---

◇11番 茶屋 隆 議員

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆登壇〕

○11番（茶屋 隆君） 議長の許可をいただきましたので、通告しておきました2点に

ついて質問いたします。

最初に、メガソーラーについて3点お伺いします。まず1点目、軽米西ソーラーの売電が7月から始まったわけですが、現在売電状況はどうかお伺いします。

2点目、7月3日の岩手日報に、遠野・小友「赤土流入濁る清流」“メガソーラー工事が原因、養殖被害、農業も懸念”という見出しで遠野市小友町の大規模太陽光発電所、メガソーラー建設現場から赤土を含んだ泥水が大量に流出し、付近の外山川源流から合流先の小友川までの汚染が深刻化している。事業者が斜面を削った後の対策が不十分だったと見られ、養殖施設が被害を受けたほか、ホテルも消えた。農業への影響も懸念され、大雨が頻発する時期に住民からは、土砂災害を不安視する声が漏れる。地域の宝と誇った景観が無残な姿になった責任を事業者は認めるものの、赤土が滞留する川の復旧の行方は見えぬままだ。メガソーラーは、小友町の民有林約92ヘクタールにパネル約10万枚を設置し、最大出力46.6メガワットを目指す計画。昨年8月に着工し、来年3月に稼働する予定ということです。住民によりますと、赤土は、山の斜面を削る工事が本格化した昨年の秋から流れ出し、ことしの春から濁りがひどくなったということです。事業者側は、6月19日の住民説明会で責任を認めた上で、8月までに1時間雨量80ミリに10年は耐え得る調整池の整備、造成斜面へのチップ材散布と緑化工事などの対策を提示、賠償交渉に入る姿勢も示したが、川の復旧に向けた具体的な提案はなかった。事態の展開が見えず、住民の不安は募ると掲載されていました。軽米町の軽米西ソーラーは、大雨対策として調整池の設置、監視カメラの設置で十分な対応をしているということですが、このような記事が新聞に載れば、ちょっと不安を感じます。本当に大丈夫なのか再度確認のために、心配ですが、いかがでしょうか。

3点目、8月上旬の雨で場所はどこかわかりませんが、土砂の流出があったとお聞きしましたが、もしあったとすれば、現状はどうであったのか。もし、あったとすれば、場所と状況をお伺いしたいと思います。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員のメガソーラーについてのご質問にお答えいたします。

軽米西ソーラーは、事業区域155.1ヘクタールで発電規模は48メガワット、一般家庭の年間消費電力に換算いたしますと、1万4,167世帯分に相当いたします。7月1日から東北電力全量買い取りで売電を開始し、発電量もほぼ計画どおりで順調に推移しております。遠野市小友でメガソーラー工事が原因で赤土が流入し、清流が濁る案件が新聞で取り上げられましたが、当町のメガソーラー

開発では、災害を未然に防ぐことを目的に洪水調整池及び沈砂池を設置しております。洪水調整池の役割は、大雨が降った場合に、1度に大量の雨水が河川に流れ出ないように貯留し一定量を流し、大雨であっても、下流域の一番川幅の狭いところを無理なく流れるように調整して水を排出するように設計されております。沈砂池の役割は、開発によって流れ出る土砂を貯留し、下流に土砂が流れ出ないようにすることを目的に設置しております。

洪水調整池の管理については、日常の巡回監視に加え、多くの洪水調整池をリアルタイムで監視できるカメラを事業者において設置し、災害時に洪水調整池の貯留状況を監視できるようにしております。また、沈砂池の管理については、土砂の流出を防ぐため、常に監視をし、70%程度の土砂堆積があった場合に、しゅんせつを実施し、沈砂池の機能維持を図るなど、洪水調整池とあわせて自然災害に対応することとしております。

今後におきましても、県内で発生したような災害が起きないように万全な体制をとっておりますが、引き続き災害防止策を強化してまいります。

8月上旬の雨による土砂流出についてでございますが、8月8日に累計雨量4.5ミリを記録し、山内東台地区の町道東台駒板線が約20メートルにわたり3センチほど冠水したもので、軽米東ソーラーの事業者が調査したところ、雨水配管ジョイントからの漏水が原因と判明いたしました。事業者は、ジョイント部を締め直し、仮沈砂池を設置するなどの対策をとっております。なお、土砂等の洪水調整池や瀬月内川への流出はなかったものであります。今後は、不具合が生じた部分の部品を交換するなど、抜本的な対策をとるとともに、さらに日常の巡回監視を一層強化して災害防止策を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） ありがとうございます。防災対策に関しては、十分な対応をしているということですが、確認のためもう一度再質問させていただきます。

太陽光発電施設の防災対策についてということで町長は3月の同僚議員の質問に対しての答弁でございますけれども、ハード面について、大雨に対する対策として、岩手県の林地開発許可基準に基づき洪水調整池の設置をして大雨が降っても一度に流れないように貯留して少しずつ放流していく設計となっている。これに基づき、調整池の数は軽米西山太陽光発電所が1カ所、軽米西ソーラーが12カ所、軽米東ソーラーが17カ所、軽米尊坊が4カ所ということで調整池はあるということです。そして、昨年、平成30年8月15日、16日と大雨が降りまし

た。総雨量が142ミリ、1時間当たりの最大雨量は26.5ミリということでした。町長の答弁では、調整池は十分対応できる状態にあったということです。しかし、最近はこちらこちらで1時間に100ミリ以上の雨が降っています。小友町のメガソーラーも1時間雨量80ミリに10年間は耐え得る調整池の整備をするということです。当町のメガソーラーは、1時間当たり100ミリ以上の雨が降ったとしても、調整池は十分対応できるのかどうか心配ですので、再確認のためにお伺いします。

ソフト面についてですけれども、各事業者に設備整備計画の認定をする際に、認定条件を付しているということです。認定条件の第1番目に、異常気象時における当該林地開発に起因する災害が発生しないようあらかじめ気象予報に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じることとしている。これを受けて事業者では、警戒配備計画を策定する。また、発電施設の管理を受託した会社の職員が施設の安全確認の点検を実施し、必要に応じて水路の補修、調整池のしゅんせつを実施することになっていると答弁されております。一昨日の同僚議員の質問に対しましても、再生可能エネルギー推進室長の答弁では、施設の安全確認の点検ということで5人体制でやっているということです。必要に応じて水路の補修、調整池のしゅんせつを実施するということですが、調整池にどれだけの泥、砂がたまったらしゅんせつを実施されるのかお伺いしたいと思います。

あと大雨警報が発令された場合は、各調整池の状況をカメラで監視し、越流の可能性がある場合は、防災無線で周知したいと考えている答弁されています。私、前にも質問したときに、調整池の監視は監視カメラでやるということで大丈夫ということでしたけれども、現在多分カメラは設置されていると思いますが、まだ見ていませんので、ちょっとわからないのですが、そのカメラはどこで管理して、それを見ているのかお聞きしたいと思います。

あとそれから、排水処理等を検証するシステムはないかという質問に、副町長は、西山ソーラーに関しては、東京の業者が集中的に全ての発電所をモニターで管理していて、自分も見たと答弁されています。それ以外のソーラーに関しても、当然モニターしていくというふうになると思います。今のところ業者が一括管理するというので将来的には役場だけでも24時間Wi-Fi環境をつくってくれという話はしている。住民が管理できるシステムがないということで要望があれば、要望に応じて検討してまいりたいと考えていると答弁されております。特に監視カメラが設置されたということですが、その監視カメラはどこでどのように管理されているのか。将来的には副町長の言うとおりの、役場と連携して監視されるのか。また、住民も見られるのかお伺いします。

以上について再質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 再生可能エネルギー推進室長、福田浩司君。

〔再生可能エネルギー推進室長 福田浩司君登壇〕

○再生可能エネルギー推進室長（福田浩司君） それでは、ただいまの茶屋議員の質問にお答えします。

まず第1点目に、雨量がどれだけの雨量に耐えられるかということでございますけれども、岩手県の林地開発許可基準に従いまして、30年に1度の雨でも水を一時的にためられる。そして、少しずつ下流に流せる状況になっております。この30年に1度の雨量ということですが、1時間当たり約114ミリということになっております。

それから、2点目ですけれども、監視カメラということでございますけれども、監視カメラは事業所において洪水調整池とか、事業地内に何か所か設置しております。このカメラにつきましては、事業所で見ているわけですが、何か所か主要な部分、調整池とか防災上拠点といいますか、重要な部分については役場でも見られるようなシステムになっております。

あとパトロールにつきましては、前回もお答えしましたとおり、保守管理に当たる会社の方が5名現在常駐しております。その方たちが毎日軽米西ソーラーの事業地内をパトロール、そして保守点検に当たっております。

それから、もう一点ですけれども、沈砂池のしゅんせつにつきましては、大体7割以上になりましたらしゅんせつするということになっております。具体的にバキューム等で吸い上げると、そういうことになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） 今室長の説明を聞いて少しは安心いたしました。もう完成してからは、中を見られないような状況でございますので、いつかどういふ状況なのか機会があれば見たいと思いますので、そのときにはぜひよろしくお願いいたしますと思います。

いずれにいたしましても、最近是想定外の大雨が降ります。それに対する対策が一番大事だと思います。施設の安全確認の点検と必要に応じて水路の補修、沈砂池のしゅんせつを滞りなく実施することをご要望申し上げまして次の質問に移ります。

それでは次に、ごみの収集について3点お伺いします。1点目、生ごみの新処理方式を始めてから2年になりますが、順調に処理されているのかお伺いします。

2点目、プラスチックごみについて、最近新聞やテレビ等で取り上げられていま



すが、軽米町でも何か対策を考えているのか。8月28日の岩手日報にプラごみゼロへ、栃木一丸、県と全自治体共同宣言という見出しで、栃木県と県内全25市町は、27日深刻な海洋汚染につながるプラスチックごみ、プラごみの削減を県民や事業所に呼びかける。栃木からの森、里、川、湖、プラごみゼロ宣言を発表した。県によると、都道府県と、その構成自治体全てが共同で宣言するのは、全国初ということです。ペットボトルやレジ袋などのプラごみは、年800万トン以上が海に流出していると推定され、魚介類などへの影響が懸念されている。川から海へ流れ込むことも多く、宣言は、上流の栃木県でも自分の問題として考える必要があるとした。

具体策として、県民にマイバッグ利用を呼びかけ、自治体は再生プラスチック用品を優先購入、リサイクルや植物由来のバイオマスプラスチック導入も推進する。2050年までに海洋プラごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指すこととした6月の20カ国地域首脳会議G20大阪サミットをきっかけに県が首長に宣言への参加を呼びかけた。県内を流れる清流や中禅寺湖、日光市など、豊かな水資源を守る狙いもある。福田富一知事は、プラスチック製品のポイ捨てなどはしないでほしいと訴えたと掲載されていました。将来ごみゼロを目指す町として軽米町でも何か新しい取り組みを考えていかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、回収日とか回収の回数、回収の方法が変わったら、町民に丁寧に知らせなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。実は、4月から缶の回収が月2回から1回になっていました。4月の末ごろですけれども、観音林地区の方から空き缶の回収が月1回になったと言われ、町内は2回だと思って、ごみの収集日程表を見たら、何と4月1日から町内も月1回になっていました。私は、ごみ収集表を見ていなかったため、空き缶の回収が月2回から1回になったことに気がついていませんでした。後になってからですけれども、そういった方が多くいたと聞いております。ごみの収集日程表に記載し、配布したからいいということではなく、変わったときには丁寧に何らかの方法でお知らせいただきたいと思っています。

また、6月12日の広報おしらせ版344号で、布団、畳等のごみの出し方が変わります。これまで粗大ゴミ等として収集してきました布団や畳等、カーペット、ブルーシート等を含むは、二戸地区クリーンセンターの改修工事により、7月1日から当分の間、九戸村のいわて第2クリーンセンターに直接搬入していただくこととなります。(有料。)ご協力をお願いしますと載っていました。これももう少し丁寧な説明が必要ではなかったでしょうか。二戸地区クリーンセンター改修工事により休むということはわかります。7月1日から当分の間とありました

が、いつごろまでなのか。九戸村のいわて第2クリーンセンターに直接搬入とありましたが、直接搬入できない方はどうするのか。

有料となりますとありましたが、今まで町で回収すれば無料で回収していたが、どうして有料なのか、もう少し丁寧に詳しく説明が必要ではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員のごみの収集についてのご質問にお答えいたします。

生ごみの処理につきましては、平成29年度から消滅型の処理事業に移行しております。平成30年度は、前年度を上回る121.9トンを集めており、そのうち21.6トンを消滅型の菌により処理したところであります。生ごみの1日平均収集量は564.4キロですが、作業スペースの状況により、日量100キロ程度消滅処理しております。収集しました生ごみは、異物、水分を除去してから、高速粉砕機により細かく粉砕し、消滅菌を攪拌機でまぜ、3つの木箱に3等分にしております。生ごみの分解には2週間程度かかることから、1日当たり3箱を14日間熟成させるため、42箱を置けるスペースが必要となります。木箱の重量があるため、平積みで作業を行っていることに加え、消滅菌の保管や作業機械のスペースを確保し、日量100キロの処理となっております。収集量から日量処理の100キロを除いた生ごみにつきましては、可燃ごみとして処理しております。

プラスチックごみについてでございますが、近年プラスチックごみが川や海へ流れていくことにより、海洋汚染が環境問題として認識されるようになり、魚などが食べることで食物連鎖による生態系への影響が懸念されております。ペットボトルや買い物をした際に当たり前のようにもらう袋もプラスチックごみとなるため、ごみ減量化のためにも買い物袋を持参することや紙コップをマイコップに変えるなど、一人一人の意識の向上が必要と考えます。町独自の対策には限りがありますが、エコバッグの活用によりレジ袋を消滅する取り組みやプラスチック製容器の使用を控えること、不法投棄の防止等を広報等により周知、啓発を図ってまいります。

ごみの回収日については、毎年家庭ごみ収集日程表を作成し、全世帯に配布しているところであります。地区ごと、曜日ごとのごみの収集内容をカレンダーにしたものであります。住民の皆様には、家庭ごみ収集日程表を確認の上で、地区のごみステーションにごみを出していただきたいと思いますと思っております。

ごみの回収内容の変更につきましては、粗大ごみの収集日を奇数月の金曜日としておりましたが、資源ごみの空き缶類、瓶類、プラスチック類、燃えないごみの

収集が重複する日があり、車両収集員の割り当てが難しくなるため、奇数月の第3週の月曜日から金曜日に変更いたしました。この結果、空き缶類の回収日が1回減ることになったものであります。今年度の状況を見ながら粗大ごみの収集日がない偶数日には、月2回の回収にするなどの見直しを図ってまいります。変更した内容につきましては、全戸配布しております家庭ごみ収集日程表に掲載しておりましたが、お知らせ版やホームページへの掲載等により、さらに周知を努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

〔町民生活課総括課長 川島康夫君登壇〕

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 二戸地区クリーンセンターへの布団、それから畳類の搬入が当分の間中止いたしますということへのご質問についてお答えします。

当分の間とされているのは、今布団類については、具体的には二戸地区クリーンセンターでストックしたものを九戸地区のいわて第2クリーンセンターへ搬入しております。ですので、令和2年度、令和3年度で工事が終了しますので、従来どおりストックできるようになれば、再開できるかと思っておりますが、まだ管内の担当、構成市町村等の間では協議が調っておりませんので、当分の間というような書き方をさせていただいております。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

私は、生ごみに関しては、ほとんど各家庭で処理、処分できるのではないかと考えております。というのは、実際に私も町の補助金でコンポストを購入し、コンポストで生ごみを処分し、1回も町で回収する生ごみは出したことがありません。家の裏の花畑のちょっとしたスペースがあれば、十分コンポストでもごみ堆肥化処分ができます。今どきは家の中でも電動式の堆肥化処分、またにおいもなく電動式で乾燥させて処分できる機械もあると聞いております。コンポストは1万円前後、電動式も5万円から6万円ということです。何らかの補助制度を考えれば、粉碎機を使って生ごみを粉碎し、それに薬剤をまぜて堆肥化するよりも、生ごみを燃えるごみと一緒に燃えるごみとして処分するよりも十分安くできると思いますが、いかがでしょうか。

そのためには、町民の皆様の十分な理解が必要と思いますが、自分たちでできることは、自分たちでやるのだという意識が大切と考えます。軽米町をごみゼロに

するのだという初心に立ち返って取り組んでみてはいかがでしょうか。

プラスチックごみは、平成25年度、平成26年度、2年間、分別収集して減量化、資源化に向けた実証試験をやった実績があります。2年間の実証試験を検証すれば、プラスチックごみは、年間の収集量は約20トンということでしたが、それが今でも資源として再生されずに、燃えるごみとして出され、大気汚染として二酸化炭素を排出しているということです。地球温暖化ということを考えれば、燃えるごみとして出すほうが安いなどとは言っていないと思います。中間処理業務体制を考えなければなりません。できれば、二戸地区広域行政事務組合で考える必要があると思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 大変貴重なご意見、ありがとうございました。

今コンポストの補助もやってございます。本当にそれを各家庭でやっていただければ、これ以上のことはありません。もう少し補助内容を充実しながら検討しながら、それも一つの方向性として検討してまいりたいなというふうに思っております。

また、二戸地区広域行政事務組合のこれからのごみの処理に対して、二戸地区クリーンセンターは延命措置して15年間はもたせるというふうなことで今工事を行いますけれども、その後につきましては、新しくまたクリーンセンターを建てるのか、あるいはほかの処理方法もあるのか。香川県の三豊市では、完全に発酵させて、クリーンセンターを使わないで燃料化するというようなところも出てきておりますので、いろんなところを視察、勉強しながら次の方向性というのは出していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） ありがとうございました。それでは、最後になりますけれども、生ごみに関して町民の方々はしっかりと分別してごみを出しているということは、分別収集に関心が高いということだと思います。また、生ごみは、全て堆肥化されていると思っていると思います。堆肥化できない分は燃えるごみとして処分されていると思っていないのではないかなと思っています。せっかく生ごみとして分別してごみに出している生ごみが生ごみとして処分されなければ、非常に残念だなと思います。出された生ごみが全て堆肥化できないのであれば、町民にしっかりと説明し、どのような方法を考えればいいのか検討をすべきだと思います。できれば、コンポスト等がどれだけ使用されているとか、現状を把握するために町民

からアンケート等をとってみるのもいいのではないのでしょうか。町民の皆様は、ごみの減量化には非常に関心が高いと思います。必ず協力していただけたらと思います。

いずれにいたしましても、将来の子供たちのためにも、地球環境のためにもごみの減量化、ごみゼロ運動は必要なことと思いますので、町民が納得する対応を考えていただくことをご要望申し上げまして質問を終わります。

何かコメントがあれば、お願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 大変また貴重なご意見をいただきまして、私地域のさまざまなごみあるいは鶏糞等、いろいろなものを資源としながら循環させて、いろいろなものを利用する、あるいはまた再利用する。そして、もうどうしようもないものは、焼却処理とかということもあるのでしょうけれども、最大限、資源循環をしながら循環型社会をつくっていくことが非常に大事だと思っておりますので、そこら辺は今後とも努力してまいりたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（松浦満雄君） それでは、ここで10分間休憩をしたいと思いますのですが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） それでは、正面の時計で25分まで休憩といたします。

午前11時15分 休憩

-----  
午前11時25分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

-----  
◇9番 細谷地 多門 議員

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

〔9番 細谷地多門君登壇〕

○9番（細谷地多門君） それでは、本日の一般質問4人目であります。お疲れのことと存じますが、しばしもう少しお付き合い願いたいと思います。私は、今回3項目について通告いたしました。そのうち2項目については、同僚議員の質問とダブる面があるかもわかりませんが、私なりの視点から質問したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

一口に農業と言っても幅広く多くの分野にわたることから、畑作農業について伺います。周辺の農地を見るにつけ強く感じることは、畑地の荒廃が進んでい

るように非常に感じます。幹線道路沿いの場所的にも悪くない農地でありながら放棄地になっている。あるいは作物を栽培することなしに定期的に雑草対策として耕耘作業のみしているという農地等も多く目につきます。理由については、いろいろ考えられるわけですが、私の推測からいうと、畑の地主の方の高齢化あるいは人手不足、もしかしたら最大の理由は、収益が見込めない、経営の難しさ等からの減少傾向かなと思っております。本町における畑作の実態、経営状況について、20年前あるいは10年前、現在との比較推移について伺いたいと思います。そのことが1点。

2点目は、後継者問題について伺うわけでありますが、一昨日の同僚議員への答弁がございましたが、町の単独事業である親元就農給付金事業を今年度から実施しているにもかかわらず、内容は2年間、1人当たり年42万円の助成事業ということでありますが、期待された助成事業でありましたが、いまだ1組も申し込みがあらわれていないという説明でありました。なぜそのような状況なのか、後継者問題についてどう捉えているのか伺いたいと思います。

それから、3点目は、もうかる農業というこだわりを持って農業のプロを目指しながら子育てや普通に生活できる専従可能な畑作農業、そのための効率のよい作物やら特産品生産によって所得向上につながられるかどうか。これからの畑作農業振興に対する課題かなと思っています。理想通りにはなかなか難しい面が多々あるかと思いますが、どうでしょうか、このことについて、長い間の課題でなかなかいい方策というのもしりがないわけでありますが、ただでもこの現状を見ますと衰退も、町内全体的に見ますと、決して上向きではなくて、むしろ横ばいというよりも下降をたどっているような状況でありますから、方策についてどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 細谷地議員の農業振興についてのご質問にお答えいたします。

最初に、畑作振興の実態、経営状況についてのご質問にお答えいたします。軽米町の20年前、10年前、現在における畑作農業の経営状況を農林業センサスの統計数値等をもとにした作物ごとの生産者数と経営面積でご説明を申し上げます。20年前は、葉たばこは242戸で211ヘクタール、ホップは31戸で45ヘクタール、果樹類は233戸で131ヘクタール、雑穀は101戸で33ヘクタール、花卉類は25戸で12ヘクタール、野菜類は235戸で84ヘクタールという状況でございました。10年前になりますと、葉たばこは187戸で170ヘクタール、ホップは21戸で25ヘクタール、果樹類は132戸で61ヘクタール、雑穀は179戸で78ヘクタール、花卉類は22戸で13ヘクタール、野

葉類は162戸で91ヘクタールという状況になっております。現在の状況でございますが、葉たばこは125戸で105ヘクタール、ホップは15戸で22ヘクタール、果樹類は118戸で59ヘクタール、雑穀は113戸で87ヘクタール、花卉類は11戸で5ヘクタール、野菜類は146戸という状況になっております。

20年ほど前と現在の経営状況を比較いたしますと、生産者数、経営面積とも、葉たばこ、ホップ、果樹類、花卉類、野菜類で減少が大きく、雑穀につきましては、近年の食に対する安全、安心の追求や健康志向の高まり等もあり、生産者数は増加し、経営面積も2倍以上に増加しております。

なお、葉たばこ、ホップにつきましては、生産者数、経営面積とも減少傾向にあるものの、価格が確立された状況が続いていることから、経営状況はある程度安定しているものと捉えております。

畑作農業の全般的な傾向である生産者数、経営面積の減少の要因といたしましては、人口減少、少子高齢化に伴う担い手や後継者の不足、高齢化や農産物の価格低迷による離農者の増加等によるものと考えられます。

次に、後継者問題についてのご質問にお答えいたします。上山議員からのご質問に対する答弁と同様の回答となりますが、近年の人口減少、少子高齢化に伴い、農業においても担い手や後継者の不足が大きな問題となっており、その対策が全国的な喫緊の課題と認識しております。当町における担い手等の確保対策といたしましては、国庫補助事業であります農業次世代人材投資事業や町の単独事業であります軽米町親元就農給付金事業の活用により、新規就農者の就農直後の経営確立を支援することとしております。今後につきましては、地域農業マスタープランの実質化に向け、地域ごとに話し合い等を行う予定であり、この機会を契機に地域の皆様とともに新規就農者の掘り起こしに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、専従可能な特産品の生産を目指した方策についての質問にお答えいたします。町内で農業を専業で営まれている方は、2015年農林業センサスのデータでは22.45%で、県内では上位7番目になりますが、農業だけで生計を立てていくには、1次産品では、ブランド米やブランド牛などの産地のブランド化または安定した販路の確保が必要と考えます。しかしながら、現在の当町の状況は、全国的な認知度は低く、残念ながら議員のおっしゃるような専従可能な特産品生産には至っていない状況にあると認識しております。

そうした中であって近年は、健康志向の高まりから、シリアル製品、いわば雑穀への関心も高くなっております。特にも、国産エゴマ油の需要は高まり、需要に生産が追いつかない状況が続いております。町では、これを契機に捉え、生産量

拡大に向けた助成制度を創設し、生産振興に取り組んでおります。また、ホップや葉たばこなどの工芸作物は、従来からの契約栽培によって生産農家の多くが専業体系を確立しております。今後においては、こうした工芸作物の契約栽培数量の維持、確保に努めるとともに、地域ブランド製品の確立と雑穀やサルナシを使用した2次加工品の生産体制の構築と販路拡大を図りながら専従可能な農業振興策を模索していきたいと考えております。

加えて、現在法人化を検討されている経営体もございますので、円滑な設立に向け、関係機関とともにご支援を申し上げるとともに、引き続き農業所得の向上と新規就農希望者の確保、育成に向けた施策を充実させてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

〔9番 細谷地多門君登壇〕

○9番（細谷地多門君） 再質問させていただきたいと思います。今町長のほうからる答弁ございました。20年前、10年前、現在の推移、比較、今聞いただけでも相当そのまま持続、作物の生産が難しい。生産戸数も減りつつある、また面積も推移して、なかなか経営維持また放棄地防止ということにはなかなか難しいものがあるというふうなことを感じました。

そこで、これからの新規に取り組む部分として、先ほども前段で申し上げましたが、後継者問題等で国庫補助、5年間の150万円、そういう補助等を活用しながら、そこに該当しない方は親元就農給付金事業というふうなことで2段構えといたしますか、さらに後継者問題では、何とか就農を目指せないかというふうなことの努力、これは大変いいことだと思いますが、そこで先ほどと、繰り返しになりますが、私質問の中で町の単独事業である親元就農給付金事業、これにまだ1組も申し込みがないという実情なわけですが、なぜそのような状況なのかというふうなこと。

これは、一昨日町長も答弁でよりよい支援制度になるようにこれから検討していくというふうな答弁でありましたが、私はやっぱり踏み切れない部分については、農業と一口に言いましても、非常にリスクを伴った、実際生活していけるかどうか、成功するかどうか、不安な部分もあって、特に新規就農希望者にとっては、大変大きなリスクを背負って決断していかなければならないと。そのようなときに、なかなか現在生活しながら、子育てしながら、またあるいは将来子育てに向けて若い方々が親の後を継いでやっていくのだというふうなことになりますと、非常に継がせる親としても、果たしてどうなのかなと。息子や娘に継がせて大丈夫なのかなという心配もある。また、現実的に大変厳しさを感じるというふうな、



そういう部分ではもう少し助成事業、親元就農給付金事業のハードルを下げ、国庫補助と同格とは言いませんが、もう少しこれにボリュームをつけないと、私は新規の申し込みがもしかしたら全然あられなれないで終わるのかなと懸念しています。

なぜならば、大変と現状は厳しいという、そういう未知の世界。畑作一つとってみても、単独ではなかなか営農しにくい。先ほど町長の答弁もございました。複合等、組み合わせながらやっていかなければならないし、また品種等についても、いろいろ検討、我が町は最近雑穀等いろいろ頑張っているわけですが、それらの選択についてもいろいろ難しい部分があるわけですから、やっぱり決断に至っては、新規事業はなかなか難しいのかなと、そう思っています。この部分でももう少し条件を緩和、ハードルを下げ、取りかかりやすいような、決断を促せるような状況をつくれないものかどうかというふうなことを再度町長からお伺いしたいと思います。これは大事な部分ですので、きちっとお答えいただきたいと思います。

それから、先ほど3点目に私、方策についてという質問をしました。実は、参考になるかどうかわかりませんが、過日、先月の新聞でしたか、たしかデーリー東北だったと思うのですが、三戸町と八戸市の大学が地域活性化で連携協定というふうな記事がありまして、私はちょっと関心があったものですから、どのようなことだろうなと思って目を通しました。ここにきょう切り抜きを持ってまいりましたが、やっぱりその地域の活性化に関する包括的な連携、協力協定というのを締結したと。基幹産業の農業分野においても人手不足の解消などに向けた調査などを実施するというふうな、また地域活性化の研究、地域人材の育成及び定住促進、それから地場産業の振興とか、健康増進とスポーツ振興等4項目について協力事項として定めたというふうなこと。地元の八戸地域の大学と官、学といましようか、そういう部分では地域活性化で連携協定を図ったというふうなことで大変いいことだなと思っています。

こういう情報等をいろいろひとつのアイデアといいますか、さまざま参考にするのもいいのかなと思っていますので、単独で我が町でそれを展開しようといっても、なかなか難しいものがあるかもわかりません。町長、広域的に県北あるいは二戸地域、そういった隣接する市町村とか、さまざま近場の自治体と協力しながら一緒になって参画したり、さまざま情報交換したり、またデータあるいは研究してもらおう。それから、大学の農業分野に詳しい方等にいろんな調査等を求めて、また参考にできれば、ものすごくいい勉強になるかなと、そう思っていますが、この点についてお伺いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 親元就農給付金に関しましては、議員からもいろいろご意見いただいております、今葉たばこ、ホップ、和牛等は、ぽつぽつと担い手と申しますか、若い後継者もふえてきておりますので、従来から国のほうのそういった制度を活用しておりますが、国の制度はなかなかやはり厳しくて、親がやっている作物と違うものをしなければいけないとか、非常に縛りがあるものですから、そこら辺を緩和しながらこういった給付金を皆さんにご支援申し上げたいというふうなことで今回スタートいたしましたけれども、もう少しそういった事情を細かく把握しながら、少し改正のほうに努めてまいりたいというふうに思っております。

また、農業の一番大事なことは、今細谷地議員からご提案があったように、いろんな形の連携をしながら広域的、広角的にやっていかなければならない部分もございまして。そこは、今の横浜市と再生可能エネルギーのほうで連携協定を結んでおりますので、それをまた使いながら、再生可能エネルギーだけではなくて、人、モノ等の交流等をもう少し活発化させたいなというふうに思っております。

また、インターネットの販売もふえております。消費者も非常にインターネットで購買することがふえておりますので、当町は光ファイバー全戸に張り巡らせておりますので、農家でそういったものを利用しながらインターネット販売をするとか、それからまた産直のほうは、ミル・みる会から軽米町産業開発のほうでお受けしておりますので、そういった産直事業をちょっと充実させていきたいなというふうに思っておりますし、また学校給食、今地元産の消費も少しずつふやしておりますが、さらに地元産の食材等を利用することを学校給食のほうでも強化していきながら、いろんな形で消費と申しますか、流通のほうにもご支援をハード、ソフト面でしていきたいというふうに考えております。

いろんな形で幅広く取り組みをしていきまないと、なかなか農業経営、非常に難しい部分もございまして、今後皆さんのご意見等をお聞きしながら、さまざま検討してまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

〔9番 細谷地多門君登壇〕

○9番（細谷地多門君） ありがとうございます。それで私、農業部分でもう一つ付け加えるとすれば、先ほども前段で申し上げましたが、幅広い分野で畜産からさまざま畑、田んぼ、果樹、いろいろあるわけですが。それで畑作部分について難しいなと思いつつも自分でこれは声を上げないと、今のままだとなかなか元気がないという部分、正直に感じました。おかげさまで畜産等は、相場もよくて、元気な若い方々が展開しているというふうなことは非常に日常的に感じています。どうも畑の部分についてはなかなか、農業委員会でも頑張って放棄地解消に向け

て調査等をやっているようですが、なかなか解消の決め手がないというふうなこと、難しい部分があって、これが非常に課題であるなという観点から質問させていただきました。よろしくどうぞお願いしたいと思います。

2項目目の一般家庭ごみの衛生処理について質問させていただきます。円子地区にある個人所有地の一角を借りての消滅型生ごみ処理施設事業を町で直営方式によって平成29年度から実施しているわけではありますが、費用対効果、実態状況について伺いたしたいと思います。また、当初の計画では、1日当たり約400キロ程度の処理能力と説明されておりましたが、先ほど前段で同僚議員からの質問に町長も日量100キロの処理という回答だったと思うのですが、もしそうだとすれば、最初我々に計画段階で説明した400キロと、今の現状の100キロというふうな、300キロの差があるわけですが、その差はどうしてなのか伺いたしたいと思います。それが1点目であります。

2点目は、ごみ収集の円滑な作業状況について伺いたしたいと思います。年々少しずつ変化していく私たちの生活スタイル、それに伴って決して減ることのないさまざまなごみが毎日のように排出されております。春夏秋冬、季節を問わず、暑い日も凍りつくような寒い日も毎日のごみ収集の業務を遂行している現場の皆さんには改めて感謝申し上げたいと思います。私もときどき家の近くのごみ集積所を回って、時間ぎりぎりに出したり、追いかけて行って渡したりしている、そういう場面も多々あるのですが、本当にご苦労さまだなという思いで見えております。いまだ分別がきちんと行われなくて、乱雑な出し方をする一部の方や家電製品等あるいはそのほかのものを正しい処分の仕方、出し方をしないまま不法投棄が以前ほどではないにしても、今でもあるのではないかと考えていますが、現場で活動の際に直面している問題点、課題等あれば、そのことについても伺いたしたいと思います。

それから、そこで重要なことは、大変な現場作業を効率よく円滑に進めたり、また作業をする方々の協力関係、よりよい人間関係の維持のためにも作業分担表あるいは日程割等が正常に働いているかどうか非常に大事になってくるわけですが、担当課ではどのように把握し、日頃指導実施しているのか、そのこともお尋ねしたいと思います。

それから、効率よく円滑に業務遂行するためには、車両を初めよりよい器具の充実が不可欠だと思うのですが、いかがか、そのこともあわせてお尋ねしたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 細谷地議員の一般家庭ごみ衛生処理についてのご質問にお答えい

たします。

生ごみ処理事業の費用対効果についてですが、昨年度は生ごみを21.6トン消滅処理しており、その費用は約544万3,000円となっております。トン当たりの費用は25万2,000となります。生ごみを家庭系可燃ごみとして処理した場合は、二戸地区広域行政事務組合の負担金は75万6,000円の増額となり、トン当たりの負担金額は3万5,000円となります。生ごみの処理費用につきましては、可燃処理より割高であるものの、可燃ごみの減量化に関わる啓発や焼却炉の延命化、二酸化炭素の排出を抑制した自然環境への配慮などの観点から実施しているものであります。ごみの収集作業につきましては、嘱託職員8名、日々雇用職員5名により行っております。収集車両1台につき、運転手1名、補助員1名が乗車し、曜日ごとに収集地区や収集内容を変えて作業を行っております。限られた人員の中でありますが、交代制をとりながら円滑な業務に努めておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

〔町民生活課総括課長 川島康夫君登壇〕

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 400キロの処理の計画に対して100キロしか処理できないのはどうしてかということですが、いわゆる開口部の多い堆肥盤というのですか、そういった場所を借りて作業をしているわけなのですが、先ほどの茶屋議員の質問にもお答えしたとおり、1畳ほどの木箱に消滅菌と生ごみをまぜ合わせたものをかまぼこ状にして3つつ毎日置くのですが、それが2週間程度で生ごみ自体が消滅するという処理の方法になっているのですが、どうしてもその木箱を置くスペースが足りなかったりですとか、冬期間の温度管理が非常に難しく、発酵した菌がある一定温度以上上がらないと、どうしても消滅が進まないものですから、冬場どうしても作業効率が悪くなるという、そういったこと等が挙げられると思っております。

以上です。

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

〔9番 細谷地多門君登壇〕

○9番（細谷地多門君） 今の総括課長からの説明では、スペースの問題という日量400キロを処理するためには、スペースの問題があるのだというようにお聞きしましたが、そうでしょうか。その400キロ。すごい能力だなと思って我々は平成28年度に新しく直営での事業を展開するに当たっての説明を聞いたわけですが、実施は平成29年度から始まったというふうなことなのですが、そのときもすごい能力だ、いいものだなと、近場にある一戸町を参考にしながら進めたいという

ふうな説明も受けました。今考えてみますと、それが季節の部分とか、スペースの部分で少なくどうしてもならざるを得ないのだと。町長は、先ほど費用対効果の部分については、決してかかり過ぎていないのだということ、直営で頑張っているというふうなことの説明がありましたが、それはそうかも知れません。そうでしょう。それはわかりますが、その処理能力、それから冬場の部分についてのハードルがあるとすれば、この改善をしなければならないという部分がありますが、それでしょうがないなということではないと思いますので、そのことを私は指摘したいと思います。

それで、これは町長にしゃべればいいのか。やっぱりその事業展開、スペースの問題とか、さまざまな部分でどうしても日量400キロいかないのだというふうなことの総括課長の答弁でありましたが、だとすれば、やっぱりその施設、考えなければならない、あるいは見直すべきではないかというふうなこと。検討の余地があるのではないですか。もうできないからしょうがないのだという、それでいいのかなという感じもしますが、先ほど同僚議員の答弁で一般家庭でもごみ減量化に努めて有機肥料等に分解処理すると、かなりの減量化になるのではないかというふうなことの提案もありましたが、その部分も一部は適合すると思います。ただ、町全体で出る生ごみを堆肥処理とかその取り組みというのは、やっぱり行政が主導でやっていかなければならないという今の現状であります。その部分を考えてみると、どうしてもある程度充実した処理能力のある施設を展開していかなければならないと思うわけですが、この部分について、施設等の規模、それから施設の部分についての見直し、これを図るべきではないですか。検討に値しませんか、このことをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ご指摘の点に関しましては、十分重く受けとめまして、今後改善を図りながら、それからまた茶屋議員のご提案のように、コンポストのほうの充実も図りながら減量化、それからまたもう少し処理能力を高める工夫と申しますか、検討を両面でやってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

〔9番 細谷地多門君登壇〕

○9番（細谷地多門君） よろしく検討のほどをお願いしたいと思います。

3項目めの町水道事業経営について、最後の質問になりますが、伺いたいと思います。

1つ目は、現況の経営状況について伺いたいと思います。9月定例議会初日、監

査委員の方から出された平成30年度水道事業会計決算審査意見書を見ますと、定期的な漏水調査及び修理等を行い、有収率の向上に努められたいとありますが、実は毎年、毎回、決算の意見書には必ず有収率の向上に努められたいと出てくるのです。それは当然だと思います。当局としてもなかなか一度に解消できないということが実情でして、いろんな予算のこと、さまざまな越えなければならないハードルがあるわけですから、なかなか一度に解消できないと。このことをどのように捉えているかお答えいただきたいと思います。

2つ目ですが、ことしの6月に入ってからだだったと思いますが、ある町民の方から、これは週刊誌に掲載されていた記事の提供を受けました。将来非常に水道料金の高騰が心配されるよねという言葉が言われました。内容をよく見てみると、水道料金の改定率が高いと推測される事業体上位50、見出し面には、日本の大問題、水道料金月額2万円時代がやってくるというような大きな活字で目立った書き方をされ、全国の都道府県とともにランクされて、福岡県みやこ町を筆頭に軽米町は10番目、陸前高田市が46番目、久慈市が50番目に掲載されていました。数値は憶測値で2040年時点において最も料金の改定率が高いと想定される事業体ランキングをそのまま掲載、料金改定率と総人口減少率は2015年時点と2040年を比較して想定される数値。データは、日本水道協会による水道統計2015年度版国立社会保障人口問題研究所による日本の地域別将来推計人口、2013年3月推計から推定されたものと記載されておりましたが、一体なぜこのような予測数値が載ったのか私にはわかりません。以前テレビのワイドショーか何かでも取り上げられたと伺っておりますが、私はそれは直接見てはおりませんが、このことについてどのように町では受けとめているのか伺いたいと思います。なぜならば、多くの町民の方々が将来への不安を抱いていると思いますので、払拭とは言いませんが、説明いただければと思いますが、いかがですか。

また、公共施設等運営権を民間事業に設定できる仕組みを導入するといった、つまり民営化のことでお伺いしたいと思いますが、政府は世界中ほとんどの国で民間会社が水道事業を運営している。日本では国営もしくは市営、町営であると。これらを民営化したいという意向による法律改正なわけですが、町ではどのように受けとめ、進めていくのかお伺いしたいと思います。私は、本町においては、将来にわたっても民営化は絶対にあり得ないと思っています。いかがでしょうか。

以上の点についてお伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 細谷地議員の町水道事業経営についてのご質問にお答えいたします。

当町は、年間降水量が少なく、まとまった水量を有する水源を確保することが困難であり、さらに山間に集落が点在している典型的な中山間地域であり、地区ごとに水源を確保の上、水道施設を整備し、現在に至り、平成29年度から一上水道事業として経営しているところであります。

水道事業経営の現状は、人口減少による一般家庭の料金収入は減少しておりますが、一方では、バイオマス発電所への給水による収入増により、全体として料金収入は、平成26年度から若干の増加傾向となっております。漏水調査を実施し、有収率の向上に努めているとともに、維持管理費用の縮減に鋭意努力しているものの、減価償却費が営業費用の約6割を占めることから、既存施設の長寿命化とあわせ老朽化施設の効率的な更新実施を目指してまいります。

次に、料金改定率に関わるマスコミ報道等についてのご質問にお答えいたします。マスコミ等の報道は、全国一律の前提条件のもと、当町の水道料金は2040年には全国で4番目に高くなると推計されております。推計人口等による収入減と他会計からの繰入金等をゼロと仮定し、さらには補助事業期間の制約から集中的に投資した小軽米簡易水道統合整備事業を含む平成27年度の建設改良費を基準として推計に反映されたものと考えております。

今後においては、老朽管の更新は、経営規模に合った計画的な更新とし、その他の施設は、将来予測と費用面を考慮し、更新を行う予定であります。また、一般会計からの繰り入れ継続を検討しながら維持管理費用のさらなる縮減を図り、推計のような高料金にならないよう努めてまいります。

水道事業の民営化につきましては、海外では民営化による料金の高騰や水質悪化により再び公営化に切りかえるケースがあるということから、町としては近隣の水道事業体との連携を模索しながら効率的な経営に努めていくこととし、民営化については、想定していないところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

〔9番 細谷地多門君登壇〕

○9番（細谷地多門君） 再質問というよりあれなのですが、今町長から答弁いただきました。私の持っている資料は10番目で、町長の説明を聞きますと4番目と、かなりの上位の部分にランクされているなど危惧しております。考えてみますと、20年も先の話は予測、想定して話すのはどうかなという部分もあるかもわかりませんが、しかし、安全、安心、安価な水道水を町民に提供するというふうなことでは、そういう部分では、なお一層町長を先頭にしながら担当課からも頑張ってください、そして水道事業に努めていただきたいなど、そう思っております。民営化についても町長も考えが一緒に直営で安全な町民の生命を守っていくのだ

というようなことの答弁でありますから、私は大変この部分でこれからも継続、持続をお願いできればなど、そう思いますので、町長からコメントがあれば、再度お伺いしながら終わりたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 現在も一般会計から繰り入れ等をしながら住民の負担がふえないように鋭意努力しております。また、有収率の向上、それからまた使用料、これからまたバイオマス発電所は今使っていただいておりますが、いろんな形で使っていただくことをこれからまた、収納率等も高めながら経営改善等に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 以上をもって一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） 次の本会議は、9月13日午前10時からこの場で開きます。  
本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 零時14分）